

## 改正特定非営利活動促進法(NPO法)が施行されます

平成24年4月1日から所轄庁や提出書類等が変更になります。

### 1 さいたま市内のみに事務所を置く法人は所轄庁が変更になります。 埼玉県 → (改正後) さいたま市

※次の①②は引き続き埼玉県が所轄庁です。③は内閣府から埼玉県に所轄庁が変更になります。

- ① 埼玉県内でさいたま市以外の市町村に事務所を置く法人
- ② 埼玉県内の複数の市町村に事務所を置く法人(例:さいたま市と川口市)
- ③ 複数の都道府県に事務所を置き、主たる事務所が埼玉県内にある法人(内閣府→埼玉県)

### 2 認定事務の窓口が変わります。 国税庁 → (改正後) 所轄庁

認定NPO法人の認定等はこれまで国税庁で行っていましたが、平成24年4月1日からは所轄庁(都道府県又は政令指定都市)で行います。また、仮認定制度が導入されます。

(5ページ参照)

### 3 手続きの簡素化、柔軟化が進みます。

◇所轄庁への届出のみで定款変更を行うことができる事項が追加されます。

- ・追加されたもの「役員の定数、会計に関する事項、事業年度、解散に関する事項」の4項目
- ・従来からのもの「事務所所在地、資産に関する事項、公告の方法」の3項目

★なお、「定款変更届出書」に添付する書類が変更になりました。

- 添付書類 ①変更後の定款(直後の事業報告書提出時→上記「定款変更届出書」に添付)  
②定款変更を議決した社員総会の議事録の謄本(新設)

★また、新たに登記完了後速やかに「登記完了提出書」の提出も義務付けられました。

- 添付書類 ○登記事項証明書(直後の事業報告書提出時→上記「登記完了提出書」に添付)

注:届出書類の提出が平成24年4月1日以降であれば、当該変更事項に係る総会決議が施行日前(平成24年3月31日以前)であっても、届出となります。

◇解散時の公告が簡素化されます。

- ・清算人が就任した日から2か月以内に少なくとも3回の公告→(改正後)遅滞なく公告

◇社員総会の決議について、書面や電子メールによる社員全員の同意の意思表示に替えることができるようになります。

### 4 理事の代表権の制限を法人登記できるようになります。

「理事全員」の登記が必要→(改正後)「代表者(代表理事、理事長等)のみ」の登記

県モデル定款の「代表理事は、この法人を代表し、業務を総理する」という定めは、代表理事のみが代表権を有し、それ以外の理事は代表権を有しないことを定めています。

そこで、上記のように定めている法人は、法改正により平成24年4月1日から6か月以内に「平成24年4月1日代表権喪失」を原因とする変更の登記をしなければならないこととなりました。

詳しくは法務局ホームページ [http://www.moj.go.jp/MI/NIJ/minji06\\_00067.html](http://www.moj.go.jp/MI/NIJ/minji06_00067.html) をご覧ください。

## 5 活動分野が3つ追加されます。

特定非営利活動の17の活動分野に加えて、新たに3分野が追加されます。  
また、新規分野の追加に伴い、4号以降の号数が変更になります。

- |                 |  |
|-----------------|--|
| 1 保健・医療・福祉      | 11 国際協力  |
| 2 社会教育          | 12 男女共同参画  |
| 3 まちづくり         | 13 子どもの健全育成  |
| 4 観光            | 14 情報化社会   |
| 5 農山漁村・中山間地域    | 15 科学技術  |
| 6 学術・文化・芸術・スポーツ | 16 経済活動  |
| 7 環境保全          | 17 職能開発・雇用拡充   |
| 8 災害救援          | 18 消費者保護   |
| 9 地域安全          | 19 NPO支援   |
| 10 人権・平和        | 20 <u>前各号に掲げる活動に準ずる活動として</u><br><u>都道府県又は指定都市の条例で定める活動</u> |

※ 埼玉県では現在のところ20号を定めていません

◇◇ご確認ください！次の場合は、すみやかに定款の変更が必要です◇◇

### ① 活動分野を号数のみで記載している場合

例：「特定非営利活動の種類」  
第2条第1項の別表第5号の活動 【環境の保全】→改正後【農山漁村又は中山間地域】

↓  
「(1)環境の保全を図る活動」  
(モデル定款：第4条)

活動の種類を具体的に記載

### ② 定款変更届出事項を3つに限定している場合

例：「定款の変更」  
『～事務所の所在地、資産に関する事項、公告の方法に係る定款の変更の場合を除いて、～』

↓  
「～法第25条第3項に定める事項に係る定款の変更の場合に限り～」  
(モデル定款：第46条)

法令のとおり記載

### ③ さいたま市に移管される法人で、所轄庁を埼玉県と明記している場合

例：「定款の変更」「解散」「合併」  
『～埼玉県の認証（認定）を得なければならない。』

↓  
「～所轄庁の認証（認定）を得なければならない。』  
(モデル定款：第46条、第47条第3項、第48条)

法令のとおり記載

※モデル定款は県ホームページ（埼玉県NPO情報ステーション）でご確認ください。

※ 定款の変更が必要ない場合（法文上の名称が変わってもその主旨は変わらない場合）

- ・「収支予算（決算）」→「活動予算（決算）」
- ・「収入」→「収益」

## 6 情報公開の充実が図られます。

◇所轄庁での書類の閲覧 → (改正後) 閲覧又は謄写

◇主たる事務所に加え、その他の事務所でも関係書類の備え置きが必要になります

| 事務所に備え置く書類<br>(所轄庁で閲覧または謄写に供する書類) |                              | 事務所に<br>備え置く期間 | 所轄庁への提出時期              |
|-----------------------------------|------------------------------|----------------|------------------------|
| 1                                 | 事業報告書                        | 3年間            | 毎事業年度初めの3月以内に前事業年度分を提出 |
| 2                                 | 活動計算書<br>(H23年事業年度分までは収支計算書) |                |                        |
| 3                                 | 貸借対照表                        |                |                        |
| 4                                 | 財産目録                         |                |                        |
| 5                                 | 年間役員名簿<br>(前事業年度に役員であった者の名簿) |                |                        |
| 6                                 | 社員名簿                         |                |                        |
| 7                                 | 役員名簿(新設)                     | 最新のもの          | 役員変更届に添付               |
| 8                                 | 定款                           |                | 定款変更時                  |
| 9                                 | 定款変更に関する認証書類の写し              |                | 不要(所轄庁で対応)             |
| 10                                | 定款変更に関する登記書類の写し              |                | 登記完了提出書に添付             |

※新設された「役員名簿」は今年度の事業報告書と併せて提出するなど、なるべく早いタイミングで提出してください。様式、記載例等は県ホームページ(埼玉県NPO情報ステーション)に順次掲載していきます。

## 7 会計の明確化が進みます。

(4ページ参照)

「収支計算書」の名称が、「活動計算書」に変わります。

また、財産目録は附属書類となります。

### ★活動計算書はこれまでの収支計算書とどう違うの…?

…法人の活動内容が誰からもわかりやすいよう、次の内容で作成することになりました。

- ・貸借対照表との整合性を簡単に確認できるもの
- ・支出額ではなく、取得した資産の減価償却費を計上
- ・事業費と管理費のそれぞれを人件費とその他経費に分類した上で、さらに形態別に分類して表示
- ・ボランティアによる役務の提供、無償又は著しく低い価格で施設の提供等の物的サービスを受け入れた場合を明示し、その金額換算の根拠について、注記で明確化が可能

### ★いつから活動計算書に変わるの…?

- ・活動計算書として作成するのは、平成24年4月1日以降に始まる事業年度分からです。
- ・また、経過措置があり、当面の間は収支計算書として提出してもよいことになっています。

「収支の流れ」  
↓  
「活動にかかったコスト」

# 新NPO法人会計基準

法人の会計は、法人に関心を持つ人々（会員、寄附者、法人役職員、所轄庁など）に伝達することで、その人々の意思決定をサポートすることを目的としています。  
 ※新NPO法人会計基準は、複式簿記を前提とする企業会計的な体系に、寄附やボランティアなどNPO法人に特有な事業を加味した会計基準になっています。

定款にその他の事業が掲げられている場合の活動計算書（例）

内閣府資料から作成

| 科目           | 特定非営利活動に係る事業 | その他の事業 | 合計  |
|--------------|--------------|--------|-----|
| I 経常収益       |              |        |     |
| 1 受取会費       |              |        |     |
| 正会員受取会費      | ×××          |        | ××× |
| 賛助会員受取会費     | ×××          |        | ××× |
| 2 受取寄附金      |              |        |     |
| 受入寄附金        | ×××          |        | ××× |
| 施設等受入評価益（任意） | ×××          |        | ××× |
| 3 事業収益       |              |        |     |
| 〇〇事業         | ×××          |        | ××× |
| ◇◇事業         |              | ×××    | ××× |
| 4 その他収益      | ×××          |        | ××× |
| 経常収益計（A）     | ×××          | ×××    | ××× |
| II 経常費用      |              |        |     |
| 1 事業費        |              |        |     |
| (1) 人件費      |              |        |     |
| 給料手当         | ×××          | ×××    | ××× |
| 臨時雇賃金        | ×××          | ×××    | ××× |
| 法定福利費        | ×××          | ×××    | ××× |
| 人件費計         | ×××          |        | ××× |
| (2) その他経費    |              |        |     |
| 会議費          | ×××          |        | ××× |
| 旅費交通費        | ×××          | ×××    | ××× |
| 施設等評価費用（任意）  | ×××          |        | ××× |
| 水道光熱費        | ×××          |        | ××× |
| 減価償却費        | ×××          |        | ××× |
| 支払利息         | ×××          |        | ××× |
| その他経費計       | ×××          | ×××    | ××× |
| 事業費計         | ×××          | ×××    | ××× |
| 2 管理費        |              |        |     |
| (1) 人件費      |              |        |     |
| 役員報酬         | ×××          |        | ××× |
| 人件費計         | ×××          |        | ××× |
| (2) その他経費    |              |        |     |
| 消耗品費         | ×××          |        | ××× |
| .....        | ×××          |        | ××× |
| 管理費計         | ×××          |        | ××× |
| 経常費用計        | ×××          |        | ××× |
| .....        | ×××          |        | ××× |
| 経常外費用計       | ×××          |        | ××× |
| 経理区分振替額      | ×××          | △×××   | ××× |
| 当期正味財産増減額    | ×××          | ×××    | ××× |
| 前期繰越正味財産額    |              |        | ××× |
| 次期繰越正味財産額    |              |        | ××× |

・会費として扱われるもの  
 ①社員（正会員）が負担すべきもの  
 ②支出する側に任意性があり、直接の反対給付がないもの（賛助会員受取会費 など）  
 ③サービス利用の対価としての性格をもつもの（利用会員受取会費 など）  
 ※③は事業収益として計上する。

・寄附金は、受け取ったときに「受取寄附金」として収益計上する。

施設等受入評価益と施設等評価費用は併せて計上（法人の任意）

事業費、管理費のそれぞれを人件費とその他経費に分けた上で、支出の形態別に内訳を記載

その他の事業で得た利益の振替額

前事業年度活動計算書の「次期繰越正味財産額」と金額が一致することを確認する

貸借対照表の「正味財産合計」と金額が一致することを確認する

## 新しい認定NPO法人制度

所轄庁（平成24年4月から都道府県知事又は指定都市の長）による認定を受け、税制上の優遇措置を受けられるNPO法人を認定NPO法人（認定特定非営利活動法人）といいます。

### 認定NPO法人になるメリットとは？

- ◇ 個人が寄附した場合、寄附金控除が受けられます。
- ◇ 法人が寄附した場合、損金算入限度額の枠が拡大されます。
- ◇ 相続等により取得した財産を寄附した場合、課税対象から除外されます。
- ◇ 収益事業を行っている場合、みなし寄附金制度の適用を受けられます。

### 認定NPO法人になるための要件（1～8の全てを満たしていること）

- 1 パブリックサポートテスト（PST） 次のいずれかを満たしていることが必要です。
  - （1）相対値基準：総収入金額に占める寄附金収入の割合が20%以上である
  - （2）絶対値基準：3,000円以上の寄附者の数が年平均100人以上である
  - （3）条例による個別指定  
〔個別指定の詳細については、県ホームページ（埼玉県NPO情報ステーション）をご覧ください。〕
- 2 事業活動において、共益的な活動の占める割合が50%未満である
- 3 運営組織及び経理が適切である
- 4 事業活動の内容が適正である
- 5 情報公開を適切に行っている
- 6 事業報告書等を所轄庁に提出している
- 7 法令違反、不正の行為、公益に反する事実等がない
- 8 設立の日から1年を超える期間が経過している

### 仮認定制度が創設されます

平成24年4月1日から、上記要件の1（PST）を不要とする「仮認定NPO法人制度」が創設されます。

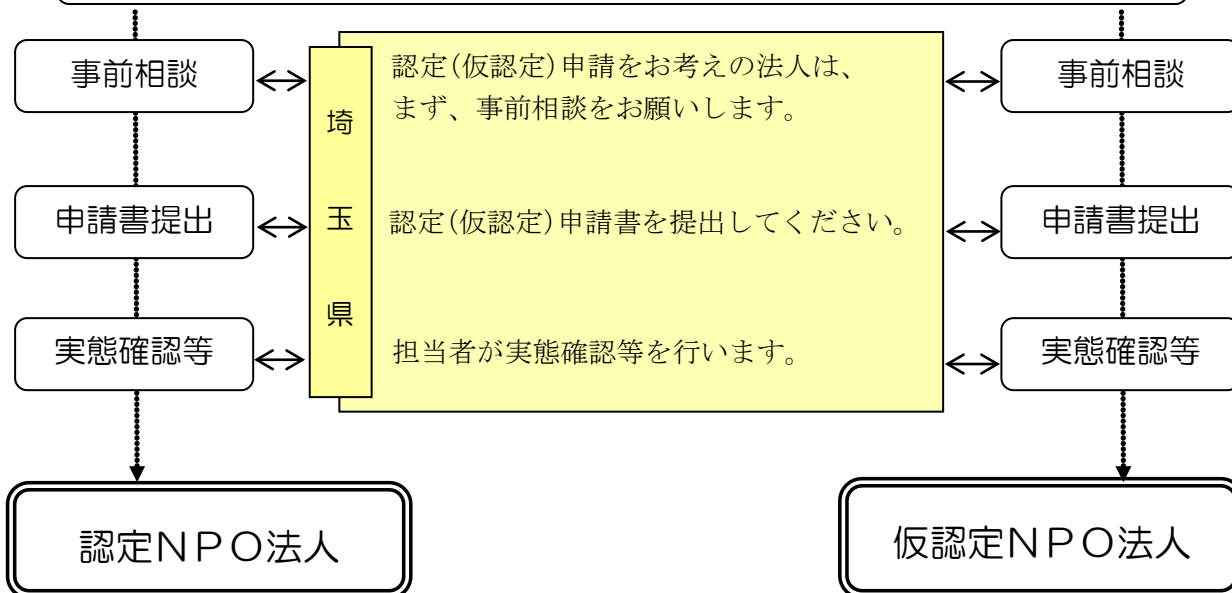
### 認定と仮認定の違いは？

|         | 認 定   | 仮 認 定  |
|---------|---|--|
| 認定要件    | 上記のいずれの要件にも適合   | PST以外の要件（上記2～8）に適合                                     |
| 実績判定期間  | 5事業年度<br>ただし、初回のみ2事業年度  | 2事業年度  |
| 有効期間    | 5年間   | 3年間  |
| 更新      | できる   | できない   |
| 申請可能な法人 | すべてのNPO法人<br>ただし、設立の日から1年を超える期間を経過していること                                  | 設立後5年以内のNPO法人<br>ただし、平成27年3月31日までは設立後5年を経過した法人でも申請可    |
| 税制優遇    | 寄附者への優遇<br>① 個人の寄附優遇<br>② 法人の寄附優遇<br>③ 相続人等の寄附優遇<br>NPO法人への優遇<br>④ みなし寄附金 | 寄附者への優遇<br>① 個人の寄附優遇<br>② 法人の寄附優遇<br><br>(左記の③、④の優遇なし) |



# 認定NPO法人・仮認定NPO法人になるには

NPO法人（所轄庁の認証を受けて設立された特定非営利活動法人）



まずは、現在認定事務を行っている国税庁が作成した事前チェックシートを利用して、認定取得に向けての「自己チェック」をお願いします。

詳細については、以下の埼玉県NPO情報ステーションの「認定NPO法人制度について」のページをご覧ください。

[http://www.saitamaken-npo.net/html/naani/horitsu\\_seido/ninteinpo.php](http://www.saitamaken-npo.net/html/naani/horitsu_seido/ninteinpo.php)

詳しくは、県ホームページ（埼玉県NPO情報ステーション）へ  
様式、記載例等を順次掲載していきます

**NPO法人ってなあに?**  
NPOIについての基礎情報や情報の入手方法をご案内します。

- メニュー一覧
- 法律の制度や概要
- 特定非営利活動法ガイドブック埼玉県版
- ただ今、認証申請中

## 法律や制度の概要

- ②クリック **NPOってなんだろう?**  
よく耳にする「NPO」という言葉の正体や、「特定非営利活動法人(NF
- NPO法の改正について**  
特定非営利活動促進法、施行規則、施行条例、その他関連法など
- 認定NPO法人制度について**  
「認定NPO法人」の制度については、こちらをご覧ください。

- ・「NPO法が変わります」
- ・様式、記載例等



埼玉県のマスコット「コバトン」

4月1日から課名・担当名が「共助社会づくり課」NPO認証・認定担当に変更されます。

連絡先住所等は、以下のとおり変更はありません。

住所：〒330-9301 さいたま市浦和区高砂3-15-1 電話：048-830-2823 FAX：048-830-4751